

桐蔭横浜大学課外活動における遠征・輸送安全管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本学の課外活動における遠征、合宿、試合参加その他の活動に伴う輸送（以下「輸送」という。）について、安全確保及び法令遵守を徹底し、学生、教職員その他関係者の生命・身体の保護並びに大学の管理責任の適正化を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、本学が公認する体育会、文化団体、サークルその他これに準ずる団体（以下「団体」という。）が実施する課外活動に適用する。

2 教職員が引率又は指導に関与する活動についても同様とする。

第3条（基本原則）

団体は、輸送に際して、安全性を最優先とし、法令違反又は社会通念上不適切な運行を行ってはならない。

2 学長は、学生に対する安全配慮義務の観点から、必要な指導、監督及び管理を行うものとする。

第2章 輸送手段

第4条（推奨される輸送手段）

遠征等における輸送手段は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者による貸切バス（緑ナンバー）
- (2) 鉄道、航空機その他の公共交通機関
- (3) 学長が承認した輸送手段

2 学長は、輸送距離、時間帯、参加人数等を踏まえ、必要に応じて輸送手段を指定することができる。

第5条（禁止事項）

次の各号に掲げる行為を禁止する。

- (1) 道路運送法その他関係法令に抵触するおそれのある輸送行為
- (2) 実費を超える金銭授受を伴う輸送
- (3) 学生による深夜時間帯の単独運転
- (4) 過度な長距離運転又は連続運転
- (5) 飲酒、睡眠不足、疲労状態その他安全運転に支障のある状態での運転
- (6) 学長への届出を行わない輸送

2 前項第2号に規定する実費とは、燃料費、高速道路通行料、駐車料金その他学長が認める費用をいう。

第3章 安全管理

第6条（運行責任者）

団体は、遠征ごとに運行責任者を定めなければならない。

2 運行責任者は、次に掲げる事項を管理する。

- (1) 運行計画の作成
- (2) 運転者の健康状態確認
- (3) アルコールチェックの実施確認
- (4) 休憩計画及び交代運転者の確保
- (5) 事故又は緊急時対応

第7条（運行計画書）

団体は、遠征実施前に運行計画書を学長へ提出し、承認を得なければならない。

2 運行計画書には、次の事項を記載する。

- (1) 目的地及び日程
- (2) 参加者名簿
- (3) 輸送手段
- (4) 運転者情報
- (5) 走行距離及び予定時間
- (6) 休憩地点
- (7) 緊急連絡先
- (8) 保険加入状況

第8条（運転者の条件）

運転者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 有効な運転免許証を保有していること
- (2) 安全運転に支障のない健康状態であること
- (3) 学長が定める安全講習を受講していること

2 試合終了後その他著しい疲労が想定される場合は、運転を禁止又は制限することができる。

第4章 保険及び事故対応

第9条（保険加入）

団体は、学長が指定する保険に加入しなければならない。

2 自家用車又はレンタカーを使用する場合は、対人・対物無制限の任意保険加入を必須とする。

第10条（事故発生時の対応）

事故その他重大事案が発生した場合、団体は直ちに学長へ報告しなければならない。

2 学長は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

第5章 雑則

第11条（違反時の措置）

学長は、この規程に違反した団体又は個人に対し、活動停止、遠征禁止その他必要な措置を講ずることができる。

第12条（所管）

この規程の所管は学生支援部活動支援課とする。

附則

第1条 この規程は、令和8年7月13日から施行する。

第2条 運行責任者、自家用車等実際の運用を踏まえて見直すべきところについては、令和8年度中に検討し、必要な改正を行うものとする。

第3条 正課活動においては、当面の間、本規程を参照するものとする。